

裁判員経験者と法曹三者との意見交換会議事要録

日 時 平成25年8月9日（金）午後3時から午後5時まで

場 所 さいたま地方裁判所裁判員候補者室（A棟1階）

参加者等

司会者 佐々木 直 人（さいたま地方裁判所第4刑事部部総括判事）

裁判官 西 村 真 人（さいたま地方裁判所第4刑事部判事）

検察官 洲 濱 貴 憲（さいたま地方検察庁公判部・検察官）

弁護士 武 藤 洋 善（埼玉弁護士会所属）

（編集者注：裁判員経験者1番は、当日欠席のため欠番とした。）

裁判員経験者2番 60代 女性（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 30代 男性（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 20代 女性（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 60代 男性（以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 60代 女性（以下「6番」と略記）

裁判員経験者7番 40代 男性（以下「7番」と略記）

議事要旨

別紙のとおり

司会者

それでは、裁判員経験者の皆様方との意見交換会を始めさせていただきたいと思
います。改めまして、私は本日司会を務めます裁判官の佐々木と申します。どうぞ
よろしくお願いいたします。裁判官は、基本的に裁判長と中堅の裁判官と若手の裁
判官、3人でチームを組んで仕事をしております。さいたま地方裁判所には刑事事
件を担当するチームが5つございまして、そのうち4番目の第4刑事部の裁判長を
私が務めております。私自身のことを若干紹介いたしますけれども、私がさいたま
地方裁判所に着任したのが今年の1月でございまして、それからこれまでに9件の
裁判員裁判を担当してまいりました。その中の1件が、今日いらっしゃっておりま
す6番さん、7番さんが担当された事件ということになっております。本日は、6
名の裁判員経験者の皆様に参加していただきました。御協力いただきまして、まこ
とにありがとうございます。経験者の方々と裁判官、検察官、弁護士の裁判員裁判
にかかわる法律家の間で裁判員裁判について思うところを出し合ひまして、裁判員
裁判をよりよいものにしていくにはどうしたらいいのかということを探っていけれ
ばいいなと思っております。皆様率直な御意見をお聞かせいただければと思ってい
ますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日は、法律家のほうからも代表で
私以外にも3名が参加しておりますので、まずはそれぞれ自己紹介をお願いしたい
と思います。では、まず西村裁判官、よろしくお願いいたします。

西村裁判官

本日は、御協力ありがとうございます。私第4刑事部で右陪席裁判官を務めさせ
ていただいております西村真人と申します。さいたまのほうには今年の4月に参り
まして、これまで6件の裁判員裁判担当させていただきました。私自身まだまだ勉
強中の身でありますので、本日は皆さんの御意見を伺いながらまた勉強していき
たいなど、こんなふうに思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

司会者

では、洲濱検察官、よろしくお願いいたします。

洲濱検察官

さいたま地方検察庁の検察官の洲濱と申します。私も今年の4月にさいたま地検に着任したばかりでございまして、それから6件の裁判員裁判を経験させていただいております。どうぞよろしくお願ひいたします。

司会者

では、武藤弁護士、お願ひいたします。

武藤弁護士

弁護士の武藤と申します。よろしくお願ひします。私は、弁護士になって5年目になります。1年目のときから刑事事件は担当させていただいて、裁判員裁判はこれまでに合計7件担当してきました。現在も1件担当しているところではありますけれども、今日の意見交換会を通じて、また私自身もしくは弁護士から、今後また弁護活動に役立てていけるような意見交換会にしたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

司会者

どうもありがとうございます。それでは、早速中身に入っていきたいと思ひますけれども、まずは皆さんがどのような事件を担当されたかについて、私のほうから簡単に紹介をさせていただきまして、その後皆さんそれぞれに、差し支えなければですけども、御自分が大体何十代ぐらいの年齢かというところを御紹介いただければと思ひます。まずは事件を担当されまして、何日ぐらいの日程の事件で、全般的に今どのような感想をお持ちなのかについて順番におっしゃっていただければと思ひます。それから、あわせまして審議の日程についての御意見などをお聞かせいただければと思ひます。では、まず2番さんから、2番さんが担当されました事件は、交際相手の女性に対してそれまでの行状を責められて、別れ話を告げられるなどしたために、自動車内でその女性の首を包丁で1回刺すなどしたけれども、犯行を中止したために加療約2週間の傷害を負わせたにとどまったという、そういう事件ということでよろしいでしょうか。

2 番

はい。

司会者

この事件の関係では、殺意の有無について争いがあったということですか。

2 番

はい。

司会者

では、その事件についての御感想、2番さんのほうからいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

2 番

この事件、殺人未遂なんですけども、何かすごくスムーズにいきまして、日程よりも1日、もう1年前なんですけども、1日か半日早く、意外と早く、日程早く終わった事件だったと思います。

司会者

例えば実際に裁判員裁判を担当される前と担当された後での印象なんか、気持ちが変わられたようなことがあったかですとか、といったようなことを含めて何でも、全般的なところでということ。

2 番

この裁判に参加して、何か今までで経験できないような経験をさせていただいて、私はすごくよかったと思っています。いつも、ふだん、やる前は、テレビでよく刑事物なんか好きなんで見るんですけども、でも実際も全くテレビで見るのと同じだなというのがすごく印象的でした。とにかく得がたい経験をさせていただいて、私は非常によかったと思っています。終わって、改めて裁判の被告には絶対なるべきではないなというのが感想です。

司会者

先ほど日程のことをおっしゃいましたけど、何か日程についての御意見はござい

ますでしょうか。例えば日程の間隔ですとか、休憩時間ですとか、審理時間のとり方等について。

2番

すごく短かったんですが、結局証人尋問、証人も出廷しませんでしたし、被告の方もすごく素直な方だったので、何か全てをもう最初から認めちゃっている感じで、そんなにいろいろと時間のかかるような審理がなかったんです。それで、弁護士さんとか検察官の方の冒頭陳述とか、そういうのはすごくわかりやすく、よかったです。

司会者

またそのあたりの具体的に細かいところについては、後ほど伺いたいと思います。どうもありがとうございました。それでは、続きまして3番さんの事件ですけれども、犯行当時16歳の少年だった被告が、事実は幾つかありますけれども、動物を虐待したり、物に火をつけたりすることに楽しさを覚えて、猫を殺したと。それから、自動車等に火をつけたと。納屋に放火して全焼させたと。さらに、少女を殺害して性的興奮を得ようというふうに考えて、通り魔的に殺人未遂をしたと。そのときに刃物を不法携帯していて、さらになおもそういう殺害をしようと機会をうかがうために刃物を持っていたと、そういう事件だったと理解しているんですが、いかがでしょうか。

3番

そうです。

司会者

この事件の関係では、被告人にどのような処遇を選択するのか、刑事処分にするのか、家庭裁判所のほうに移送して少年の保護処分にするのかということが、相当かということが争点になったということによろしいのでしょうか。

3番

そうです。

司会者

3番さん、いかがでしょうか。

3番

率直に、もう本当選任されたタイミングから、長いなという感想で、結局週3回裁判所に来て、それが約1か月間続いていたような形だったんで、選任手続の前に一応10日間行くことになるという案内が来たと思うんですけども、それが来たときに、会社勤めなんで、そもそもその辺の休みの関係とかって大丈夫なのかなというのが本当不安になって、それからちょっと会社のほうで調べてみたら、一応その裁判員裁判に参加するために、それ用の休暇があるということがわかりまして、それを利用して気兼ねなく一応参加はできたんですけども、やっぱり始まっても終わっても、1か月間長かったなというのが率直な感想になります。それと、今回ちょっと担当したのが少年犯罪という話だったんで、しかもちょっともともとこの犯行があったのが私の住んでいる近所だったんで、地域住民という立場から一気に裁判員という立場にがらっと変わってしまったような事件だったんで、ちょっと見方が本当にからっと変わってしまっていて、本当びっくりしたなというところが多々あります。あと、ちょっと流れ的にあると思うんですけども、1か月にわたるということで、1か月には、その犯罪行為が一応13件あったということで、証拠がもうどんどん流れ作業のように出てきて、それに基づく証人の方々とかがどんどん出てきて、本当に何か目にするものは全てが初めてのことばかりで、そんな状況で本当どんどん出てきたような状況で、こんなに証拠っていっぱいあるのかという感想を持って、最終的にその判断を下す上で、最も証拠がみたいな話で、何かその取捨選択とかをしていく形にあると思うんですけども、その辺の話とかどうなるのかなというのが、最初その証拠の流れを見ていたときにちょっと不安になった部分がありました。

司会者

ありがとうございました。それでは、続きまして、4番さんの事件ですけれども、

家庭用プリンター複合機を使って一万円札5枚を偽造して、そのうち1枚の偽造一万円札を援助交際の対価として使ったという事件でしたでしょうか。

4番

はい。

司会者

4番さんの事件の関係でも、犯罪の成立自体は争われていなくて、刑の重さ、量刑の部分が主な争点だったということで伺ってよろしいでしょうか。

4番

はい。

司会者

では、4番さんのほうからもお願いいたします。

4番

私は、20代主婦なんですけれども、今回選任手続からすぐだったので、まさか自分が選ばれるとは本当に思ってもいなかったもので、心構えといいますか、まず緊張しまして、今も緊張しているんですけれども、まさか自分がこういった事件にかかわるとは思わなくて非常にびっくりしたということと、あと今回の裁判に関しては、もう殺人だとか、そういったものではなかったもので、日程も3日間という、私は短く感じたんですね。内容も一万円札を偽造して、それを出会い系サイトで使ってしまって、しかも精妙なできではない、誰が見てもこれは偽造だというわかりやすいものでしたので、殺人ではなかったのが本当に安心したといいますか、正直選ばれる前は、殺人だとか、そういった資料を見せられたりしたらどうしようという不安が多かったもので、主人もそういったものだとちょっと精神的にも参るんじゃないのというもので、余り裁判員には賛成ではなかったんですけれども、今回こういった殺人ではなかったもので、私としては法律だとかも全くわからなかったのですが、とてもわかりやすく進められたので、いい経験になったんだなと思いました。以上です。

司会者

ありがとうございました。4番さんは選任されてもう、昼前ぐらいからもう審理が入って、1日で証拠の調べを終わってというふうな形になったんですね。

4番

はい。

司会者

やはりなかなか気持ちの切りかえが。

4番

そうです。まさか選ばれると思っていなかったもので、この部屋にまず集められて、ビデオだとか説明を受けて、この中から8名の方が選ばれるという説明だったので、こんな大人数というか、40人ぐらいでしたか、当時。の中から8名だから、私はきっと選ばれないんだろうと思っていたんですけども、まさか選ばれたので、一生懸命考えて審理に参加させていただきました。

司会者

ありがとうございました。続きまして、では5番さんに伺いますけれども、5番さんの事件は現金を要求する目的で被害者に因縁をつけて、車に乗せて、手錠等で拘束して、殴ったり、アイスピックで右肩を刺したり、カッターを右手に押し当てるといった暴行、脅迫をして20万円の交付を受けたという事件だったのでしょうか。5番さんの事件の関係では、この暴行、脅迫の内容や、あるいは被害者の方がどの程度抵抗できなくなったかですとか、けがの内容といったことも争点になったということでしょうか。

5番

はい。

司会者

それから、あとは量刑が。

5番

そうです。

司会者

5番さんいかがでしょうか。

5番

私60代のサラリーマンでございます。まず、裁判員の経験ということでございますけれども、ほかの人には機会があったらぜひやってくれと。とてもいい経験になるというふうにお話ししております。事件の内容についてはお話ししませんけれども、こういうふうは何日間か皆さんが集まって、本当に真剣に事実に基づく判断をするということがなかなかないんで、ぜひ参加していただければと思います。当初4番の方も言われたんですけども、私のはっきり言って面倒くさいと。こんなのやりたくねえというふうに思っておりました。思っておったんですけど、自分も大きな手術を以前、去年やったこともありまして、受診日と一致しちゃうと嫌だなとか、そんなふうにおつたんですけども、DVDを見たり、いろいろな資料を見たりしているうちに、何かこういう条件なら参加できそうだねというふうになって、やはりこちらに参ったときに、やっぱり40人の中から8人ですか、もう自分は絶対選ばれることはない和高をくくって、ふんぞり返ってお話聞いていたんですけど、やっぱり何かどういうわけか当たってしまって、でも当たってよかったなというふうに思っております。それから、日程的には5日間という比較的短期の日程で、前の週に裁判員に選任されて、翌週の月曜日から金曜日までの5日間という短い期間でした。ただ、1日当たり大体10時から5時までというお話だったと思うんですけども、ちょっと早目に参って、いろいろ前日お話しされたこと、あるいは自分が話したこととか事実関係をまとめたりというようなことが自分にとって意見を言うときに役に立ったなというふうに思っております。審理の期間も、内容的にも、その犯罪をしたということについては争わないということだったんですけども、その事実認定どうするかということでいろいろ審理したというふうに思っております。大変勉強になりました。

司会者

どうもありがとうございました。続きまして、6番さんと7番さんの事件ですけれども、内容としては深夜被害者らのグループと口論になった際に、その態度に激昂して、歩行中の被害者ら11名に向けて自分が運転する自動車を時速約50キロメートルまで急加速させて、3名に衝突させて、ただ結果としては負傷させるにとどまったという殺人未遂と、そのときに車を無免許、無車検、無保険で運転したという、そういう事件でよろしいですね。この事件は、殺意の有無についての争いがあったことと、あとは量刑が争点になるという事件だったのでしょうか。6番さん、いかがでしょうか。

6番

60代の主婦でございます。7日間でしたけれども、裁判というものがどういうものなのか実際に体験してみて、弁護士の方とか検察官の方とか、証拠を調べたり、確認したり、いろいろ大変なものであることがわかりまして、それで被告人さんとか証人さんとか、あと裁判官さんとか裁判長さんとかいろいろ聞いたり、スライドとか証拠とか見たり、7日間がもう大変なことなんだとわかりまして、最後の判決を聞きまして、いろいろ勉強になりました。どうもありがとうございました。

司会者

大変というのは、やっぱり日程がある程度かかったりですとか、最後の判決までこぎつけるのには、いろいろなことがあるなというふうな感じでしょうか。

6番

両方でございます。

司会者

どうもありがとうございました。7番さん、続けてお伺いいたします。

7番

40代半ばの都内に勤める会社員です。私が担当させていただいたのは、6番さんと一緒に6日間担当させていただいたんですけど、率直な感想でいうと、まさか

自分がやるとは思っていなかったんで、水曜日だったんですけど、選任手続でこちらにお伺いしたときに、正直、あっ、当たりそうだなと思ったんです。やっぱり当たっちゃったと。結果引き受けることになったんですけど、日程に関していうと、今思うといろんな証拠調べがあったんですけど、それでいうと集中的に6日間、連続6日間でやったと思うんですが、それは適切じゃないかなと。ただ、一応仕事をしている身でもあるので、水曜日に裁判員をやらなきゃいけないと決まってから、裁判始まるまで1日しかなかったんです。なので、先ほど会社の休暇の話もあったんですけど、私の会社にも、この制度ができてからそういう会社の休暇制度ができたんで、その手続をしたりとか、あといない間に、こういうことをやなきゃいけないって、手順、段取りもあるので、そういう意味でいうと、ちょっと準備が中1日というのはきつかったなと、そういう面はありました。あと、実際やってみての感想でいうと、5番さんと実は全く同じで、僕も細かいことは当然言えないですけど、会社の間とかは裁判員やったほうが、承知していますので、ぜひ機会があったらやるべきだという話はしてあります。本当に僕もそう思います。なので、貴重な経験をさせていただいたなというのが正直な感想です。

司会者

どうもありがとうございました。6番さん、7番さんが担当された事件は、選任が水曜日にして、第1回公判が金曜日から始まって、週末をまたいで、次の週が丸々5日間評議を含めて行って、金曜日に判決ということでした。これがもっと何週間もまたぐようですと、きっと週丸々5日間というよりは、3日ですとか、あるいは4日という形になるかと思えますけども、このぐらいだったら集中してやってもよかったかなという感想でしょうか。

7番

6日間なんですけど、多分1日とかあけちゃうと、何だっけとなっちゃうと思うんですよね。なので、今回僕が担当したぐらいのレベルでいうと、もう連続して、集中で、がっつとやっちゃったほうがいいんじゃないかなというのは担当させていた

だいて思いました。

司会者

どうもありがとうございました。それでは、これからさらに具体的な質問の内容に入っていきたいと思えます。まず、第1点目、公判審理についてです。審理の日程については、今お伺いしましたので、続きまして公判の中身というところに入っていきたいと思えますけれども、やはり公判の中身というのが分からなければ実質的な意見は述べられないということで、その意見を述べる前提として、法廷でのやりとりが分かりやすかったかという質問です。まず、検察官、弁護人の法廷での活動についての御意見をお伺いしますけれども、最初に冒頭陳述についてです。法廷審理が始まりますと、初めに被告人の名前等を確認してから起訴状を読み上げられて、それが間違いないかどうか確認した後で証拠調べに入るわけですが、その最初のところで行われるもの、検察官と弁護人のほうで事件の見立てについてのプレゼンテーションが行われましたが、その検察官、弁護人の説明というのをお聞きになっていて分かりやすかったのか、主張がよく分かったのか、あるいはそうでない、ここはちょっとというところ、分かりにくかったというような御感想をお持ちなのかということについてお聞きしたいと思えます。これもまた順番にお願いしたいと思いますけれども、まず2番さん、いかがでしょうか。

2番

専門用語も余り使われなかったようで、すごく分かりやすかったです。ほとんど分かりました。

司会者

検察官、被告人両方とも。

2番

はい、両方とも。

司会者

すっとうって来たという感じで、何が争点かというの。

2番

はい，分かりました。

司会者

ありがとうございました。3番さんはいかがでしょう。

3番

最初起訴状が配られたときに，本当文章の羅列だけだったんですけども，最初に検察官の方が作ってくれた資料が配られまして，それを見ると，今回13個の罪があって，それが時系列に書かれていて，非常に分かりやすく説明されました。弁護士さんのほうの，今回被告人が少年ということで説明する資料が多かったんですけども，ちょっと精神的な病気というところもあったりするんで，その辺の説明とかがやっぱり難しいのかなというのがあったんですけども，その辺の資料のつくり方とか，それに基づく証人の方々とかの話とかも分かりやすかったです。

司会者

ありがとうございます。証拠調べの前の冒頭陳述をお聞きになられて，そこで大体の当事者，それぞれの事件の見立てですとか，言いたいことというのが3番さんの事件でもつかむことができたというか。

3番

そうです。検察官の方がつくられた資料がやっぱり分かりやすかったんで，結局こちらを見る限りだと，もう本当に分かりやすく説明されていたので，よく分かりました。

司会者

弁護人の方の主張を見ると，弁護側の方の言い分としては，こんな感じだなというの。

3番

そうです。比較的分かりやすかったなと思います。

司会者

それがその後、3番さんの事件というのはかなり何日かにわたって、証拠も恐らく多岐にわたったということで、先ほどたしか証拠も多くてと、長いなというお話ありましたけれども、後の証拠調べを見たり聞いたりされるに当たって、参考になったと。

3番

そうです。本当その流れのとおり順番に、最初に配られた資料のとおりに進んでくれたので、非常に分かりやすく進められたというのは思います。

司会者

ありがとうございました。4番さん、いかがでしょうか。

4番

私も大変分かりやすく、自分自身法律用語など全く分からなかったものなんですけれども、検察官の方や弁護人の方も非常に分かりやすく説明なさっていて、すんなり事件の概要だとか分かりやすかったです。

司会者

ありがとうございました。では、引き続いて5番さん、お願いいたします。

5番

一番最初に起訴状の最初の紙1枚のところ、大体事件ってこういう感じなのかなというのは何となく把握して、冒頭陳述のところ、弁護人側というんでしょうか、この私が参加した事件というのは傷害と覚醒剤の事件だったと思うんですけども、それで最初弁護側からは、初めの有罪、無罪については争わないと言っていたと思うんです。言っていたんですけども、弁護人2人いて、1人の方がその割には後で、その冒頭陳述の中で非常に長い議論を延々とされたと思うんです。それで、多分事実認定のところ、議論をしたかったのかなと思うんですけども、もしそうであるならば、有罪は認めるけれども、この事実認定のここと、ここと、ここについては別の証拠が、自分たちの示す証拠があって、こういうふうに後で論証しますよとか、そういうふうに言っただくと、素人向けにも分かりやすかったのかなと思います。

す。特別な法的な用語とか，そういうものについて分かりにくいということはございませんでした。

司会者

ありがとうございました。今のお話ですけれども，弁護人のほうの最初の冒頭陳述のところでは，その事実のうちどこが争いになるかというところがちょっと分かりにくいところがあったというところでしょうか。

5 番

そうです。

司会者

それは，量的には多く，何かたくさん書かれたりしていたので，そこに埋もれてしまったようなのか，それとも取り上げられていなかったのか。

5 番

言葉で延々と，ちょっと言葉悪いですけど，ぐちゃぐちゃ言い出したんで，聞いている方が何言っているのかさっぱり分かんないと，そういうことでございます。

司会者

そうすると，まさにここが争点だということ，ポイントついた形で。

5 番

そうです。結論をぽんと最初に言って，ここと，ここと，ここなんだよと言ってくれた方がこちらは分かりやすいです。

司会者

ありがとうございました。では，続いて6番さん，いかがでしょうか。

6 番

私は，交通事故に関して，被告人さんが人をはねたり，いろいろ事故現場の写真とか，警察の管理する場所を使ってのスピードの実験をしたりとか，そういう説明が細かくしてくださったので，とても分かりやすくて，検察官と弁護士さんと被告人さんがいろいろ話して，説明なんかいろいろ細かく，確認がいっぱいあって，分

かりやすく大体、そういうものだなと思いました。

司会者

というのは、最初の冒頭陳述だけというよりは、その後のいろいろ証拠が出てきたような話の御意見も含まれているというところですか。

6 番

そうです。両方です。

司会者

最初のところの冒頭陳述で、まず実際の証拠を調べる前のところで、ここが争点、ポイントですというような形でそれぞれ言ったところは、つかめたという感じなのか、もうちょっとここを工夫してほしかったというふうになるのか。

6 番

いろいろな方々がいろいろ書いてあって、よく分かったんです。

司会者

あの事件ですと、車を要はぶつけているところで、殺意があってやったのかというところがまず一つの。

6 番

そうです。だんだん2日目、3日目、4日目になると詳しく分かりますので、最初の冒頭陳述よりはだんだん分かってきまして。

司会者

実際の証拠調べの中身をごらんになると、また実際そういう証拠があるかどうかというのが出てきてという感じですか。

6 番

そうです。分かりやすく、だんだんいろいろ勉強になりました。

司会者

ありがとうございました。では、続いて7番さんからもお願いいたします。まず、冒頭陳述のところに触れて。

7番

基本そんなに分かりづらいところはなかったと思います。ただ、話を法廷の中で聞いているときに、当然、んっと思うところがあったんですけど、その都度裁判官のほうで補足をいただいていたんで、そこで正しく理解を得ていたんで、そんなに格段難しかったということはなかったというふうに記憶しています。

司会者

今の補足というのは、恐らく冒頭陳述が終わった休憩時間で、もう一度どういうことを主張しているかという確認をしたりとか、そういったようなことの話ですね。

7番

はい。

司会者

どうもありがとうございました。では、続いて証拠調べの中身のほうに入りたいと思いますけれども、実際に証拠調べが始まりまして、恐らくこれ事件によって中身の違いというのが、それぞれどういう証拠が出てくるかというところは違いがあると思うんですけれども、証拠調べ、証拠書類の読み上げがあるのと、それから証人が出てきて、証人尋問ということで目の前で話を聞くものと、その組み合わせで証拠調べが行われたというふうに思います。まずお聞きしたいのが、証拠の書類の読み上げの関係での御意見なんですけれども、具体的には分量がどうだったのか、例えばこんなに量があって、多過ぎた、長過ぎたですとか、あるいは何かちょっと聞いていて、ここは分かりづらかった、ちょっと頭に残りづらかったというようなところが、なかったですかとか、あるいは直接証人から話を聞くのに比べて、書類で調べてどうなのか。本当はこの人は書類じゃなくて、証人として話を聞いてみたかったなというような人がいないかですとか、そういったようなことをお聞きしたいと思います。それから、今回は被害者が亡くなられた事件というのはごさいませんでしたけれども、御遺体の写真というのはなかったと思いますけれども、何か出てきた証拠の中で、例えば不必要に刺激が強いものがなかったかですとか、あ

るいはもしあったとして、こういう証拠として取り調べたほうがいいんじゃないかとか、そういったような書面の証拠についての調べ方や内容の量についての御意見についてお伺いしたいと思います。2番さんから、いかがでしょうか。

2番

もう1年経っているんですね。だから、私の記憶もそれほどよく覚えていないんですが、とにかく殺人未遂の割にはすごく簡単な審理で終わってしまったわというのが、日程もふだんのあれよりもすごく短かったですし、だからこれといったすごく印象に残っているのってそんなになんかいいんですけども、写真といっても、結局この事件自体が何かすごく、去年の裁判ですけども、実際に起きたのは2年以上前の話です。見せられた証拠の写真で一番印象に残っているのは、もう刺したナイフがさびていて、それぐらいがすごく一番えっと思うような写真で、実際は本当は例えば首の動脈を切られそうになったというか、首の傷跡を見せてもらえるような写真だったらまた違ったんだと思いますけども、写真も全然身をよじるような写真もなかったですし、2年もたってからこうだったんですよ、ああだったんですよという、被害者が警察に話した話ですから、余り現実味がないというか、何かすごく簡単な・・・簡単なと言ったらおかしいですけど、審理にも時間かかりませんでしたし、それで、被害者の方も証人質問に出てきてもらいたかったんですけど、もう示談をしちゃったからって、証言もしなかったし、余り印象に残らない事件なんです。1年たってしまったもんですから。

司会者

ただ、もう一度その場に戻って、もし聞けるのであれば、被害者御本人にも。

2番

聞きたかったです。何か余り、何で今ごろ事件にしたのかしらと思うような事件だったもんですから。

司会者

書面の読み上げ方等は、特に何か、これが早過ぎたとか、読み方がどうのという

のは。

2番

いえ、なかったです。枚数的にも確か四，五枚だったような気がするんです。

司会者

簡潔な形。

2番

はい。ですから，全然なかったです。

司会者

ありがとうございました。続いて，3番さんは書面の証拠書類もたくさんあるということもあまして，ある程度時間をかけて調べられたと思いますけど，そのあたりの印象についてお聞かせいただければ。

3番

いろいろな事件があったので，ちょっと。本来少年犯罪がこちらに回ってくること自体が珍しいという話だったんで，この裁判員と裁判官が見える画面と，傍聴人も見える大画面があるじゃないですか。その辺の切りかえとかの場がちょっと混乱していたかなというのがあります。そのほかいろいろ証拠物が，文面もあるし，写真もあるし，刃物とか現物の写真，現物も出てきているところもありました。あと写真とかだと，一応裁判長の方が気にしてくれて，刺激的なものはないですかというものを一応検察官の方に確認した上で，もし見たくなければ目背けてくれという言い方みたいな配慮がいろいろあったんで，その辺は一応気にして見ていなかった方もいるのかもしれないんですけど，具体的にはさほど。僕的に感じたのが，やっぱり被害者の女の子の傷跡とか，その辺の部分が生々しくて，結構，ちょっと精神的には感じる部分があったかなというところがあります。あと，一応性的な興味から犯行に及んだという話があったんで，その絡みから，インターネットからいろいろな画像を集めていたとか，その辺の画面とか，その辺もちょっと気持ち悪い部分があったりとか，さらっと流されてしまったんですけども，何か猫を殺したという

のがあったんで、猫の死骸とか、白骨死体とか、その辺の写真とかも出てきたりもしたんで、その辺もちょっと感じる部分があったかなと思います。そのほか、証人の方がいろいろ出てきてという話なんですけども、今回精神科医の方が中心でいろいろ来てくださったりとか、あと被告人の御両親とか被害者の御両親とかが見えてお話をしてくれて、その辺のいろんな部分を見てきて、やっぱりちょっと一般人目線で見ってしまうので、被害者の御両親のお話には涙がこぼれるような部分もあったりとか、逆に被告人側の御両親の話とか聞くと、何でそうってしまったんだみたいな、教育の仕方がおかしかったんじゃないかみたいな、ちょっと怒りを覚えるような部分が多々あったりして、その辺の抑えなきゃいけないとは思いますが、一応感情の起伏がいろいろあったような印象がありました。

司会者

書証の方のお話ですけれども、今おっしゃられたようなことで、この証拠は要らなかったとか、こういう形でも出てきた方がよかったですとか、何かあるいは逆にここは物足りなかったですとか、そういったような御感想というのはおありでしょうか。

3番

正直なところ、評議が始まったときに感じたことなんですけども、証人の方、特に精神科医の方々が3人ぐらい出てきたんですけども、この方々には、補充で聞いてもらったこともあったんですけども、評議が始まってから、そういえばこういうことも聞いておけばよかったなど。逆に、あんなに証拠がいっぱいあったのに、評議が始まってしまうと、何かちょっとこういうこと聞いておけばよかったということが逆にふえてしまって、なので何か多過ぎるということは結局ないんだなと思って、もうちょっと聞いておけばよかったという部分が逆にあったかなと思います。

司会者

そのあたりは、書証というよりは証人の話のほうに入っておりますけれども、やはり気になるようなことはその場で確認できればよかったとかというふうに思われ

て。

3番

そうです。法廷の場の録音とかしているじゃないですか。あの辺の内容を振り返ってみて、いろいろ話し合ってみたりもしたんですけど、結局その場で聞けていないような部分もあったりして、何かそのときにやっぱり聞いておけばよかったなどというのが、ちょっと後悔に残る部分があったかなとは思っています。

司会者

証拠調べで、最初は書証のところだけというふうに分けて聞いておりますけど、時間の関係もございまして、むしろ続けての証人の関係のお話もあわせて印象を伺うようにいたしましょうか。証人や被告人に対する質問が検察官、弁護人で分かりやすかったかどうかということ、これは直接法廷で、やっぱりこの人が話してくれて分かりやすい印象だったかどうかとか、その質問、聞く人の聞き方の関係で、問いと答えというのがちゃんとかみ合っていたのかどうかですとか、この人が何でこういう質問を聞いているんだらうということ、そういうところが質問の流れですか、分かりやすかったかどうかとか、そういったようなところでは、あわせて証拠調べについての印象としてということで伺っていきたいと思います。また不足があれば2番さん、3番さんにも後でお伺いするとして、では4番さんから続けて、あわせて御感想いただけますでしょうか。

4番

私の場合は、通貨偽造ということで、まず書面の朗読という点に関してだとか、量だとか、分かりやすさというのは適切でしたし、今回出会い系サイトで知り合った女性に対して偽造のお札をつくって、それを渡してばれてしまったということで、証人尋問のときには被告人の母親ということで、やはり自分の息子がこういったにせ札をつくってしまったということに関しては、感情が高ぶっていたのと、さらに奥で座っている息子さんが取り調べといいますか、そういった姿を見て、後ろのほうで泣いている姿を見たりだとかすると、悪いことをしているんですけども、や

はり家族がこういうことになってしまうと、感情的になっている姿を見て、共感ではないんですけれども、本当にこういうことはやっちゃいけないというのが印象でした。あと、今回の手口は模倣性が高いということで、犯行が割に合わないことを社会に知らしめるという必要があるということで、わかりやすいお札ではあったんですけれども、簡単につくれてしまう時代なので・・・時代って、簡単につくれてしまうという言い方もおかしいんですけども、会社のコピー機を使って、巧妙ではないんですけれども、偽造がすごい分かりやすいということと、被告人も反省している態度もあったので、今回は刺激の強い証拠だとか、そういったものは特にはなかったのです。

司会者

証拠調べの中で、今おっしゃったようなことを感じられたということでしょうか。

4 番

はい、そうです。

司会者

何か検察官や弁護人に対して、証拠調べの書証ですとか、あるいは証人や被告人の話の聞き方などで注文みたいなものというのは。

4 番

検察官の方がとても的確で分かりやすかったのが印象的です。弁護人の方も分かりやすいんですけれども、やはり感情も入っているというか、彼は日ごろは真面目に生活をしていて、そういう言い方というか、要らない部分もあったかなと。

司会者

少し感情を入れ過ぎかなという部分も。

4 番

という部分も、印象も受けました。あとは、防犯カメラの映像だとか、説明も分かりやすかったですし、偽造した一万円札も全然誰が見ても偽造しているというのも分かりやすかったのです。

司会者

どうもありがとうございます。では、続いて5番さんのほうで、証拠調べ全般についての御感想、検察官や弁護人に対しての注文とか、こうした方がよかったとか、そういったことを含めて何でもおっしゃっていただければ。

5番

証拠調べということでお話ししますけれども、特に検察官の方がA3、1枚ぐらいですか、冒頭陳述というんですか、そこら辺と含めて、いろんな説明資料を出していただいたんで、そういうところは非常に分かりやすかったです。それから、検察官の方とか弁護人の方が証拠を読むところなんですけど、結構時間も短いということがあって、ばあっと読まれても、その証拠のそういうものがこちらにあるわけじゃないので、それを聞きながら理解しなきゃいけないというところが少し早口で分かりにくいというのがありました。もう一点あるのは、それとともに法廷の議論の中で論証を尽くすというんじゃなくて、矛盾を突くというんじゃなくて、文書を読むというような感じがしました。

司会者

文書を読むというのは・・・

5番

証人質問をするんでしょうけども・・・

司会者

平板な感じという感じですか。

5番

何か用意して文書を読んでいるような、そういう感じなんですよ。言っていることとかみ合っていないというか・・・

司会者

せっかく話を聞いていても、その場でという何か用意した・・・

5番

そうです。そういう感じですが。ただ、一人の検察官の方は非常に的確で、別の証人というか、被告人の母親なんですけど、その方が示談をしようというときに、その話した事柄について、検察官側として有利なというか、そういうものを引き出している。だから、会話と質問が合っているというんでしょうか、そういうふうを受け取られました。

司会者

ありがとうございました。では続いて、6番さん。

6番

証拠調べとか1つずつ確認して、それで証拠書類を照らし合わせて説明しますから、分かりやすいので、いい勉強になりました。

司会者

証拠については、理解できたということによろしいですかね。

6番

はい。

司会者

どうもありがとうございました。7番さん、何か証拠調べのことについての御注文、御意見等がありましたらお願いします。

7番

殺人未遂で、被告が殺意を否認していましたよね。それを立証するというこの中においては、警察の証人と、あとは被害者を含めて、証人が結構多かったですよ。それとあと、ポイントが50キロぐらいまで速度を上げたということの説明に関してもかなり時間を要したと思うんですけど、それだけのものを評価するには、それぐらいのものがないと判断ができなかったはずなので、正直多いなとは思いましたが、物事を判断する上では必要な証人だったり証拠とかで、検察の方とか、あと弁護士の方の質問は非常に分かりやすかったんですけど、唯一警察官の一人の方の話が分かりづらかったかなと。お話がうまい下手の違いだったと思うんですけど

ど、それぐらいで、話されていたことというのは分かりやすかったかなというふう
に思います。

司会者

ありがとうございました。ちなみに、今の話が分かりづらかったというのは証人
に聞くときですかね。

7番

はい。

司会者

それは、例えば聞こうとしているのがどういう意図で聞いているのか分からない
とか、意図は分かるけれども、出た答えなりとかみ合っていないとか、何かそんな
感じですか。

7番

速度実験だったと思うんですけど、そこを説明していた警察の方の言葉の使い方
というか、そこがちょっと分かりづらかった感じです。

司会者

分かりやすい形で証人の答えが引き出されていなかったと。

7番

滑舌よくというか、そんな感じだとよかったかなと。

司会者

ありがとうございました。2番さんについては、証人については先ほどお聞きし
ていなかったのですが、証人尋問や被告人質問で何かこうした方がよかったのではない
かですとか、御感想なり御注文等ございましたら。

2番

被告人のお母さんが1人証人になっただけで、ほかに証人って誰もいないんです。
だから、お母さんは、うちの子はこんなことするような子じゃないし、いい子だっ
て言うけど、私はあとどうしてもお母さんに質問したかったんです。お母さんだけ

で人数が少ないし、残念だなと思っていました。あと、弁護人というか、被告人なんですけども、とにかく最初から何でも、はい、はい、私が悪いんです、全部認めちゃっているものですから、否認をするということもまずないものですから、全然滞りなく先にどんどん、どんどん進んでしまって、言葉は悪いですけど、簡単に終わってしまったというのが印象です。

司会者

ありがとうございました。3番さん、証人はどんな話をされましたか。例えば3番さんが担当された事件ですけど、被告人質問をかなり長く行ったりしていたと思うんですけど、その点で何か追加で検察官、弁護人の活動も含めて御意見がありましたらお願いいたします。

3番

ちょっと感じた部分としては、検察側から被告人に対しての質問のときに、少年犯罪なので、少年法というものがあるわけじゃないですか。それをかさに着て犯行に及んだのかみたいなことを遠回し遠回しに聞く場面があって、結局被告人自体は何を聞かれているか分からないみたいな状況に陥って、首をかしげている姿しか見えなかったの、ああいう部分、もうちょっとうまく聞けばいいんじゃないかなと思った部分がありました。

司会者

要は求めている答えに対応する質問の仕方として、もう少し工夫をと。

3番

今回担当した事件としては、被告人はもう完全に認めていますと。検察側は少年刑務所に、弁護側は医療少年院みたいところが争点になったので、その部分で、結局検察側としてはそちらに持っていきたいから、そういう意図で聞いているのかなと、深読みすれば何となく分かるんだけど、被告人本人には伝わっていなかったの、もうちょっと工夫した上で聞いたほうがよかったのかなとは思いました。

司会者

どうもありがとうございました。それでは続きまして、今度は審理の中で最後の意見ということで、証拠調べなどが一段落した最後に検察官、弁護人が最終のプレゼンテーションということで、それまでの証拠調べの結果を踏まえて、このように見るべきであると、あるいは刑として、どういった刑が相当であるというような意見を述べたりするという機会が論告弁論ということであったと思います。この点につきましても同様な質問をしたいと思いますが、何かここが分かりにくかったとかいったようなことで問題点等ございましたら御意見を伺いたいと思います。では、7番さんから何かありましたらお願いいたします。

7番

非常に分かりやすかったので、特に余り印象はないんですけど、ただ証拠調べが一通り終わって、検察官がこれぐらい提示するじゃないですか。そのものというのは量刑を決めるところにもつながるんですけど、こんなふうになっちゃうんだというのが、そういう感覚は当然僕らはないわけですから、えっというのは正直ありました。そこは、それだけの印象でした。

司会者

ありがとうございました。6番さん、お願いいたします。

6番

いろいろ大変ですがけれども、被告人に対して弁護士さんとか検察官の方が説明も分かりやすく・・・

司会者

それぞれの主張は、それを聞かれて理解できたということによろしいですか。

6番

理解できました。

司会者

ありがとうございました。5番さんは何かございますでしょうか。

5番

大変申しわけないんですが、正直言って余り印象に残っているという感じがしないんです。ただ、検察官の方が求刑を何年としたというので、それだけは何か残っているんですよね。印象に残っていないので、申しわけないんですけど、そういう感じですか。

司会者

では、こういう感じだったら印象に残ったと、何か追加でコメントがございましたら。

5番

多分淡々とそれまでの証拠が・・・証拠だけではなく、証人への質問とか、裁判員の質問とか、そういうことで大体ある程度何となく皆さんも状況を把握できて、裁判の内容、有罪、無罪についてはもう争わないよということなので、多分そういうところで、あと量刑の確定だけだと思うんですよね。

司会者

そうすると、論告弁論のやり方がまずくて注文をつけたというよりも、自然に流れたところから出てきたということですね。

5番

そうです。変に理解できなくて云々ということではございません。

司会者

ありがとうございました。4番さん、何かございますでしょうか。

4番

私も特に印象には残ってはいないんですが、検察の方の資料はすごく分かりやすかったという印象が残っております。

司会者

逆に弁護側のほうが分かりにくいこととか・・・

4番

いや、分かりにくいというわけではないんですけども、弁護人の方はどちらか

という文書の資料が多かったんです。検察のほうの方は、図を使っていたりだとか的確な分かりやすい資料というんですかね、文書だけではなく、ポイントポイントを押さえているという点で、初めての裁判員としては、見やすさだとか結論がすぐ分かるような資料でしたので、弁護人の方も分かりやすいんですが、文書だけだったので・・・

司会者

ありがとうございました。3番さん、いかがだったでしょうか。

3番

僕も、冒頭陳述で出てきた資料と近いものがそのままぶれずにあつたので、そんなに印象に残っているというのがなくて、最初出てきたものと一緒だからというのがあるのかなと思いました。それと、これって被害者の方の代理人の方が検察側に座っていたんですけども、その話もここでしちゃって大丈夫ですか。

司会者

そうですね。では、よろしく願いいたします。

3番

今回殺人未遂が2件あったので、被害者の方の弁護士さんが2人ついていたんですけども、その片方の弁護士さんは、そのプレゼンでこういうふうに話していくというのはすごく分かりやすかったですけども、もう一人の弁護士さんの方が裁判員裁判に余りなれていないような方だったみたいで、文面を手紙みたいな形で出してきてしまって、それをまず裁判長に見せたら、これはこの裁判員制度にはちょっと合わないのではという話で配るのをやめてしまって、その要旨を読んで終わってしまったという場面を見たので、制度として始まってきて、まだなれていない弁護士さんの方もいるんだなという印象を持った感想がありました。

司会者

今のは、被害者さん側につかれている弁護士さんの方の恐らく心情についての意見陳述と、それから検察官の論告の後で弁論としての意見陳述というのがあると思

うんですけれども、後のほうの・・・

3番

後だったかもしれないですね。

司会者

どちらにとしても、もう少しポイントを突いた形で出したほうがよかったと。

3番

のほうがよかったかなとは思いますが。

司会者

どうもありがとうございました。2番さん、何か論告弁論のところで注文等ございましたら。

2番

検察官の方の論告で二、三十分、結構長かったと思うんですけれども、でも全然印象にないから、余り特別には何もなかったと思います。何しろ1年前なので・・・

司会者

そうですね。ありがとうございました。それではここで、今までのところが検察官、弁護人の説明の関係、当事者の方のところですので、今日検察官、それから弁護士と来られておりますので、それぞれ今までのところで何か感想とか、あるいは経験者の皆様にこういったところを質問してみたいということがあれば、おっしゃっていただければと思いますけれども、では手前から。武藤弁護士の方からいかがでしょうか。

武藤弁護士

私は、大きく2つあるんですけれども、1つ目は、今3番の方のお話に出てきた被害者の参加代理人の件なんですけれども、裁判員裁判になると、私も経験がありますが、被害者、もしくは被害者の遺族の方が法廷に参加して、その被害者ないし遺族の方に代理人がついて、特に被告人質問とかの場面で代理人の先生が質問したりとか、あと今お話にあったような被害者の意見陳述、被害者代理人の最後の意見

を述べるような場面があるんですけども、ちょっと私がお伺いしたいのは、皆様、2番さんから7番さんまでの方が担当した事件で、被害者の方が参加した事件だったかどうかというのと、もし被害者ないし被害者代理人が参加していますというときに、そういった被害者代理人の質問や意見陳述や被害者参加代理人の最後の弁論なんかを通して見て、率直な感想というか、そこら辺をちょっとお聞かせ願えればなと思います。

司会者

まず、3番さんの事件では、恐らく先ほど話があったんですが、ほかの方は急に被害者の参加って言われても、逆に出ておられない方がいらっしゃると分らないと思うんですけども、要は被害関係者やその代理人となっている弁護士さんが法廷で検察官の隣ですとか、あるいは後ろ側の席に座っていたような事件だったかということですけども、多分ほかの事件というのではないのではないかと思うんですけども・・・

5番

証人としては・・・

司会者

証人とはちょっと別のときですので・・・

武藤弁護士

では、3番の方に限定してというお話なんですが、先ほどちょっと3番さんの方からお話しいただいたんですけども、3番さんの方が担当された事件は被害者の方が2人参加されて、それぞれに弁護士がついていたと。

3番

そうです。

武藤弁護士

先ほどのお話だと、代理人の意見を述べる場面で、1人の方は分かりやすかったが、1人の方は分かりにくかったというお話があって、分かりやすかったというお

話があったんですけども、そこをもう少し具体的に、どこら辺が分かりやすかったかというのを話しただけだとありがたいんですが。

3番

資料が配られたんですけども、その資料が箇条書きになっていて、少年犯罪ということで、ちょっと刑を軽く見るような部分が多々あったんですけども、それを成人として見て、そこを反映していくべきじゃないかみたいな、よく裁判があった上で、求刑した内容と実際の罪のあれって刑の年数とかも何かちょっと削られているのが実際にあるというので、そこに縛られる必要はないんじゃないかみたいな意見があって、そういうのが結構、その弁護士さんの持論だと思うんですけど、その形で順々に述べていってくれたので、非常に分かりやすかったなと思いました。

武藤弁護士

それは、その弁護士、代理人が述べた説明の仕方が分かりやすかったというお話ですか。

3番

その資料をつくり方を含めてです。資料のつくり方と説明の仕方が分かりやすかったというところです。

武藤弁護士

資料というのは、要はパワーポイントとかでつくった資料ですか。

3番

パワーポイントぽかったんですけども、一応1面ぺらででき上がっているようなものでした。逆にもう一人の弁護士の方は、A4、1枚にびっしり手紙みたいな形ですらっと書かれていたようなものを一応渡す前に裁判長に対して出してきて、これで配る許可を求めたみたいなんですけども、結局これはちょっと裁判員のメンバーには配る内容ではないねみたいな話で、中身までは見えていないんですけど、隣の隣が裁判長だったので、ちょっとその文面を見る限りでは、びっしり心情をずらずら述べられているような紙だった感じがうかがえました。

武藤弁護士

もう一点だけ、これはまた違う視点なんですけど、先ほど冒頭陳述のお話を皆さんの方からしていただいたんですけども、弁護人の冒頭陳述に限ってという前提でお答えいただければと思うんですが、皆様が担当された事件の冒頭陳述で弁護側のほうから配付資料が配られたかどうかということと、配付資料が配られた場合にその内容が分かりやすかったかどうか、さらにその後、その冒頭陳述の資料をその後も証拠調べとか評議の中で使ったどうか、そこら辺を簡潔に教えていただければと思います。

司会者

では、2番さんからお願いします。

2番

配られました。分かりやすかったと思います。もちろん評議のときもそれを読んだりして使いました。

司会者

では、3番さん。

3番

私の担当した事件も配られまして、少年犯罪だったので、生育歴みたいな内容が主だったんですけども、そういう部分があったので、評議でも十分使いました。内容も分かりやすかったです。

司会者

では、4番さん。

4番

資料はありまして、文書のみのものでした。パワーポイントのようなものではなく、分かりやすいんですけど、文書のみでした。

司会者

では、5番さん、お願いします。

5 番

やはり資料を配付していただきました。図が入っていたと思うんです。分かりやすいものだったと思います。

司会者

6 番さん，お願いします。

6 番

資料も画像も分かりやすく，大変参考になりました。

司会者

7 番さん，お願いします。

7 番

6 番さんと一緒です。

司会者

では，洲濱検察官のほうから何か。

洲濱検察官

質問がかぶっちゃうんですけど，検察官がした冒頭陳述，メモ等，簡素なやつを出していたと思うんですけど，あと論告の部分，これをその後どういうタイミングで見ていたのかとか，あと書き込んだりなんかして，そういうふうに使っていたかどうかなんていうのをちょっと聞かせていただきたいなと思うんですが，7 番さんからお願いします。

7 番

その場面だけじゃなくて，初日から終わるまでなんですけど，とにかく書きました，いろんなことを。書かないと忘れちゃうし，それは当然配付された資料で，ここに関係することというのは，とにかくメモ魔かというぐらい書きました。

司会者

では，6 番さん。

6 番

事件のことは、警察官とか検察官の方とか、いろいろ書かないと内容がよく分かりませんので、最初の日から毎日毎日メモしていて、判決じゃなくて審理ですか、そのときに聞きながらメモしたり、それから照らし合わせたりとかいろいろ勉強しました。

司会者

では、5番さん。

5番

やはり同じように、冒頭でもお話ししましたように、早目に来たときに、その前日の何をやったかというか、それを思い出しながらまとめて、それでかなり書いたんですけど、置いてきちゃったので、内容は忘れてしまいましたが、書きました。

司会者

では、4番さん。

4番

私も同じくメモをとったりだとか量刑を決めるのに参考にさせていただいて、カラー印刷をされていて分かりやすいという部分と箇条書きの部分だとか、パワーポイントのように図面が入っていたりだとか分かりやすかったので、メモも一生懸命書きまして、勉強させていただきました。ありがとうございます。

司会者

3番さん、お願いします。

3番

最初に配られた起訴状は文面だけだったんですけども、検察官の方がつくってくれた資料はカラフルで、時系列で事件の流れがわかったので、評議を進める上でも一番メモをした資料で、よく見た資料だったと思います。

司会者

2番さん、お願いします。

2番

すみません。去年もカラフルにつくっていただいたんでしょうか、余り記憶ないんですけども。ただ、聞きながらメモはすごくとりました。メモをとらなくても・・・録音しているんでしたっけ。

司会者

通常の証人ですとか被告人から聞いた話は録音もしていて、後で必要でしたらまた再生することができます。

2番

何か画像があるんですよね。裁判長が後で、そうしているから、とらないで、ただ聞いていればいいんだよなんておっしゃってはいいただいたんですけども、でもやっぱりとりました。活用させていただきました。去年もカラフルでしたか。覚えていなくてすみません。

洲濱検察官

供述調書、いろいろな事件関係者から警察官だとか検察官に述べた内容を物語調にまとめたという資料があった事件もあったかと思うんですが、それを検察官がただ単に朗読するだけだったのか、それともモニターにそれ自体を映し出して目でも見れるようにしていたかというのは、何かに記憶にございますか。というのは、私は最近そういうふうにモニターでも見れるような状態にして、目と耳で把握してもらおうというふうに試みているんですが、見ているだけじゃ分からなかったとか、そういうような御意見がございましたら。

司会者

あればということで、普通は供述調書というのは、警察や検察庁で人が話したものを書面でまとめたのを書面で調べるとなると、検察官がそれを読み上げると思うんですけども、これもまた必要に応じてということだと思うんですけど、モニターに映したというようなことはあったのか、ないとちょっと印象に残りにくいんですが、特にはないですかね、記憶は。

5番

何かあったような気がしますし、なかったような気がします。

司会者

ちょっと分からないということですかね。では、7番さん。

7番

弁護側もそうだし、検察側もそうだったんですけど、基本的に可視化して、モニターを見ながら話を聞いて、我々に分かりやすくという努力はすごくしていただいているなというのは記憶しています。だから、とりあえず話だけじっと聞いてというのは、例えば証人の話を聞くとかという場面だけであって、いろんなフェーズのところで言うと、いろんなものを可視化して、苦勞なさっているなというのは感じました。

司会者

7番さんの意見も、可視化して、分かりやすい部分はいろいろ工夫しているということですかね。また恐らく供述調書というときに、モニターに映さなくても、読んで聞くだけがメインのほうが分かりやすいのではないかというところ、あるいはどういう事件が適切かというところにもよるかと思いますが、ほかは特に御意見はないということでもよろしいでしょうかね。そうしますと、皆様から証人や被告人に質問が十分できましたかという簡潔に何かその点で、自分は十分できたであるとか、あるいはちょっとこの点がという話で、今まで出された御意見以外で何かある方がいらっしゃったら何うというふうにしたいと思えますけれども、どなたかございますでしょうか。お願いいたします。

5番

当方の参加した裁判においては、裁判員の全員の方が証人に質問していました。そういうのがすごく素晴らしいことだなと思いました。

司会者

そうすると、今の5番さんの御意見ですけども、十分そういうふうと考えて進めていたと。

5 番

そうだと思います。

司会者

ありがとうございました。それでは続きまして、今までが法廷での審理のあり方についての質問内容ということでしたけども、その後で評議室で裁判官、裁判員、補充裁判員を含めて、裁判体として議論した評議のあり方についての御意見についてお聞きしたいというふうに思っております。守秘義務の問題がございますので、その点は御配慮いただくということにいたしましてですけれども、評議というのが話しやすい雰囲気だったかどうか、あるいは十分な議論ができたかどうかについて率直な御意見をうかがえればというふうに思います。あるいは、評議の進め方ですか、時間や休憩のとり方、そういったことも適切だったかどうか、そのほかにも何かお気づきの点がありましたら伺いたいというふうに思います。ではまず、2番さんからいかがでしょうか。

2 番

雰囲気はとても話しやすかったです。すごく穏やかな裁判長でしたので、皆さんのことをすごく気遣っていただいて、それぞれ皆さんの意見を言えたと思います。もちろん十分できました。あと、休み時間とか休憩とかも適切だったと思います。何しろ日にちが短かったものですから、その中で全て適切にできたと思います。それで最後に、ちょっと判決までに時間があつたものですから、好きな会場に行つて見学してもいいですよって言われて、一人の方は殺人事件の会場に行かれたみたいで、それで帰ってきて言った一言が、裁判長って事件によって性格というか、全然違うんだねと。どうしてって言ったら、被告人に裁判長がどなりつけていたって。私たちの裁判長って全然穏やかだし、そんなことないけど、事件によっては裁判長も怖い人がやるのかしらとか、私たちはよかったね、穏やかな裁判長でという話をしたんですけども、その辺はどうなんですかね。

司会者

恐らく事件もですし、それから場面によって厳しい言い方をしなければならないという場面と、またそうではない場面があるのかなというところも恐らくあると思いますので、人が違うからだけではないのかなというふうには思いますけれども、でもほかの裁判もごらんになる機会があってよかったなというふうに思います。どうもありがとうございました。3番さん、いかがでしょうか。

3番

私が担当したのは、長期にわたるといふ話があったので、その評議の場の雰囲気づくりということで、裁判長が提案してくれて、2回ほど昼食会みたいな感じで開いてくれて、一緒にお昼を食べたりとかして、全然事件とは関係ない話とかしながらいい雰囲気ができ上がったのかなと思って、その影響もあって、評議も話しやすく、いろいろ意見が言い合えたなと思っております。あと、議論も十分できたんですけど、先ほども申したんですけども、評議を続けていく上であそこでこういうことを聞いておけばよかったというのが多々出てくるので、評議は最終の3日間ぐらいでやったんですけども、中間評議みたいな形で審理の過程でちょっとまとめみたいな感じでやってくれたらもうちょっと分かりやすく進められたのかなというのはい思いましたし、それがあれば証人の方々にそのタイミングで聞くこともできたのかなということもありました。あと、休憩のとり方とか、最初スケジュールの表を渡されたときは、5分刻みで書かれていたので、緊張してしまったんですが、これがそのまま動く話ではなく、適切なタイミングで休憩もとっていただいたので、進め方は特に問題なかったと思っております。

司会者

3番さんの事件では、かなり日程が一日一日が充実していたので、この日に何をやりましたねみたいな振り返りの時間というのは余りなかったでしょうか。

3番

そうですね。結構詰まっていたので、あと証人の方も多かったので、大学の教授さんとかいろいろ来ていたので、そちらの方も大学の授業とかそういうのがあった

りして、結局時間が動かせないということで、突然ちょっと休みができてしまったりとか、そういうこともあったりして、結構かつかつなスケジュールでした。最終の審理だったかな。そのあたりで一応中間評議みたいのをやりましょうみたいな話が、ちょっと時間があつたので、あつたんですけども、そのときの前にちょっとやりたかったかなというのがありました。

司会者

どうもありがとうございました。4番さん、いかがでしょうか。

4番

評議のほうは、話しやすい雰囲気で、とても裁判官の方々は優しく、気遣いもしていただいて、本当にありがたい限りでございました。評議の時間や休憩のとり方なども適切で、お昼の時間には全然公判とは関係のない他愛のない話をしてくださって、私の持っている裁判長のイメージといいますのは雲の上にいるような存在の方だったので、ドラマを見ていたりだとか気さくに話しかけていただいて、きっとそれは皆さんを話しやすい雰囲気に持って行ってくださったのだなと後になって思ったんですけども、ありがたかったです。ありがとうございます。

司会者

ありがとうございました。5番さん、いかがでしょうか。

5番

やはり非常に話しやすい雰囲気、裁判長の御裁量で、法廷の中では番号なんですけれども、評議の中では実際に名前を呼び合ってお話しすると。それから、昼食なんかもお弁当で、皆さんでそこで5日間食事をするというようなことで、非常に雰囲気づくりに配慮していただいたなというふうに思います。十分そういうことで議論できたので、先ほど申しましたように、質問もしやすいというふうになってきたのではなかろうかと。評議の中でも、皆さんが意見交換を本当によくして、補充裁判員の方も交えて本当によく話をしていただいていたいました。

司会者

どうもありがとうございました。6番さん、いかがでしょうか。

6番

評議は、話しやすくて分かりやすくて、気さくでみんな雰囲気もよかったので、毎日が張り合いがあるというか、毎日一生懸命頑張りましたけれども、また機会がありましたら参加してみたいと思います。どうもありがとうございました。

司会者

ぜひまたよろしく願いいたします。7番さん、いかがでしょうか。

7番

6番さんと全く同じで、話しやすい雰囲気です。いろいろ議論もできたし、皆さん納得して進められたのかなど。ただ、一瞬、量刑を決めるところというのは皆さん固まったというか、会話が減ったというか、というのは今までそういう経験がないので、何が妥当かって分からないですよね。そこを裁判長にいろいろ補足いただいた中で結果ああいうふうに決まったわけですけど、そこはもう皆さん納得というか、あったのかなというふうに思います。

司会者

どうもありがとうございました。それではここで、評議の関係は裁判官サイドのほうの話ということになりますので、西村さんの方からも何か感想なり御質問があればということですけども、いかがでしょうか。

西村裁判官

やっぱり評議が充実しないと、いい結論にもつながってこない。もちろん評議というのは、いい審理ができていなきゃいけない。評議って非常に大事な場面なんですけど、そこで裁判員の方が率直な意見をおっしゃっていただくために裁判官としてどんなことをしなきゃいけないのか、私自身、日々自問自答していますし、きっと気を使っておっしゃっているのだと思うんですけど、いろいろまだまだ改善すべき点はあるというふうに思っていますけど、恐らく各裁判官ごとに、決してベストではないのかもしれませんが、その時々で頑張って、いろいろ皆さん方が話

しやすくなるようにということをきっとしているのだなというふうに思いました。
1点だけ、時間ないんですけど、質問したいのは、休憩時間のとり方として、私のイメージだと、多くの裁判官は大体60分から90分ぐらいに1度休憩を入れるようなイメージなんですけども、皆さん実際務められて、事件だとか、あるいはどのような内容だったか、お疲れぐあいにもよるのかもしれませんが、皆さんの印象だと、大体ベスト、これぐらいやったらこれぐらいの休憩、評議の場面、恐らく皆さん一生懸命考えてくださっているので、お疲れになる場面だと思うんですけど、皆さんそれぞれの率直な何分ぐらいとおっしゃっていただいたらいいと思うんですけども、よろしければ、2番さんから、大体何分ぐらいで休憩を入れてほしいというようなことをおっしゃっていただきたいと思います。

2番

60分から90分に対して15分ぐらいの休憩でしたっけ。

西村裁判官

私の勝手な印象で申し上げただけなので、もし白紙の状態ですら、評議の中で何分やったら何分ぐらいの休憩というのが一番お務めされた中でベストかなというのをおっしゃっていただければ。

2番

10時から4時ぐらいまででしたよね。そうしたら、本当は私はお昼60分と、あと1時から4時までの間に15分ぐらいのトイレ休憩があってもいいかなと。それは、日程に余裕があれば、午前中も60分ごとに15分ぐらいトイレ休憩があってもいいかもしれないんですけども、日程が詰まっていたら、別に10時から12時までやっても構わないんじゃないかなと私は思いました。

西村裁判官

ありがとうございます。3番さん、いかがでしょう。

3番

僕も時間に縛られる必要はないとっていて、区切りのいいところまでやってく

れていいのかなと思います。特に今回担当したときには、裁判長が気を使ってくれて、検察官なり弁護士なりにそれちょっと長くなりそうですかって聞いて、長くなりそうですって言ったらその前で切ってくれたりとかしてくれましたので、そういう気遣いがあれば、とりあえず区切り区切りでやってくれていいのかなと思っています。

西村裁判官

ありがとうございます。では、4番さん。

4番

私も同じなんですけれども、区切り区切りで切りのいいところで休憩をとっていただいたりだとか、お昼休みも60分から90分ぐらいでしたっけ。60分でしたね。ちょうどよかったので、トイレ休憩も挟んでいただいて良かったです。ありがとうございます。

西村裁判官

5番さん、いかがでしょうか。

5番

審理の内容によってその長さって違うのではないかなと思います。単純に90分というふうに目安かもしれませんが、それ以上長くなるとちょっとどうかなとは思いますが、そこら辺は臨機応変で構わないのではないかと。先ほど言われたように、量刑のところなんかだと、どうしても感情が入りますよね。感情が入るんだけど、うまく仕切ってやるというふうになれば、ある程度時間内で抑えるというか、抑えるという言い方はちょっと語弊がありますが、コントロールできるのかなと思います。実際にやったこの裁判の例で言えば、それほど不都合のあるような休み時間ではなかったと思っています。

西村裁判官

ありがとうございます。6番さん、いかがですか。

6番

お昼休みは大体70分から80分ってありますが、60分ぐらいでいいんじゃない

ないかと思えますけれども、ほかの休み時間は45分ぐらいとか10分休憩とか、午前中は2回ぐらい休憩時間とか、午後は3回ぐらいでちょうどいいんじゃないでしょうかね、大体。

西村裁判官

ありがとうございます。7番さん、いかがでしょうか。

7番

大体的確だと思います。

西村裁判官

どうもありがとうございました。

司会者

どうもありがとうございます。続きまして、最後になりますけれども、裁判員裁判に参加したことに伴う御負担につきまして、何か御意見があればお聞かせいただければと思います。御負担と申しますのは、1つには、裁判員裁判にかかわることで、ふだんの生活、お仕事や家事、育児等の関係での御負担ということがありますし、もう一つは、裁判員裁判を担当したことによります審理や評議や判決に伴う負担としてのものですが、何か御意見があればお聞きしたいと思えますけれども、いかがでしょうか。また2番さんからお願いいたします。

2番

私は特に全然ありません。新聞でも出ていましたけど、殺人の写真とかあるんですが、そういうときは心理的に確かに眠れないとかあるのかと思えますけれども、私が担当したこれはそういうことじゃなかったんで、全然ありませんでした。

司会者

ありがとうございました。3番さん、お願いします。

3番

長期にわたった裁判だったので、休暇の面が最初会社の制度が余りわかっていなかったんで、その辺どうなのかちょっと不安だった部分があったんですけども、そ

の辺の整備がされていたので、その辺は思っていたときよりはよかったなと思います。あと、長期にわたったというのもあるので、うちに帰ると、寝る前にちょっと考えてしまうとか、そういう部分は精神的にあったかなとは思っています。

司会者

ありがとうございました。4番さん、いかがでしょうか。

4番

私も、今回の事件のケースが、特に刺激の強い写真だとか、そういったものではなかったのですが、まず一安心といいますか、ほっとしました。あと、量刑についても過去のデータからだとか、皆さんが評議で話しやすい雰囲気でしたので、負担というのは特にはなかったです。ただ、今回は3日間ということだったんですが、育児をしている身としては、長期になってしまうと、ちょっと都合がつかないなという点があります。今回は3日間だったので、祖父母に預けられたんですけども、これが長期ということになると、申しわけないんですけども、参加したい気持ちはありますが、長期じゃなくてよかったなというのが率直な意見です。ありがとうございました。

司会者

ありがとうございます。5番さん、お願いします。

5番

日数上の制約ということですけど、当社も会社の制度がございまして、それを利用させていただいたというのがございます。ただ、1か月、2か月となると、現実問題、制度はあっても実際できるのかなって、本当に申しわけないんですけど、思います。それから、心の負担みたいな問題、これは2つあって、証拠を見て何か圧迫を受けるとか、量刑を判断するときはその量刑を自分で決められるのかとか、そういう問題があると思います。何でそういうふうに思っちゃうのかなと思うんですけど、こういう法廷や評議の中で物事を事実に基づいて決めるということをしつかりやれば、その事実を認定して、その認定した事実に基づいて例えば量刑を決める

んだというふうにする。そのために必要な証拠を見るんだというふうにするか、しているんですけども、特に必要なことなので、心の負担は余り自分は感じませんでしたし、そうすべきだと思っています。

司会者

ありがとうございます。6番さん、お願いいたします。

6番

負担は余りございませんでした。毎日毎日忙しい忙しいと時間に追われていて、何かと思ったら終わりましたので、別にございませんでした。

司会者

ありがとうございました。7番さん、お願いいたします。

7番

3番さんが1か月ぐらいかかったということで言うと、それぐらいの長きにわたっちゃうと多分相当大変なんだろうなという気はします。あと、ちょうど僕がやっていた時期も2か月ぐらいかかっていた事案もあったみたいなので、それが毎日じゃないにしろ、相当ちょっときついのかなと。そういう仕事面のきつさももちろんあるんですけど、精神的なことと言うと、多分そんなに集中して人の話を聞いたことは多分なかったんですよね。会社の会議ってあるんですけど、あれだけ1日法廷が開かれていて、一字一句漏らすまいとメモをとってということと言うと、1日、2日目ぐらいは緊張も含めてものすごい疲れ方をしてくうちに帰った記憶があります。3日目、4日目ぐらいただと、人間不思議なものでなれちゃうとか、別に普通に過ごせてはいたんですけど、それも含めていい経験だったかなというふうに思います。

司会者

どうもありがとうございました。それでは、長時間にわたりまして、皆様お忙しい中、御協力いただきまして、どうもありがとうございました。皆様のお話を踏まえまして、今後も裁判員裁判の運用の改善に役立てていきたいと思っております。それでは、これをもちまして意見交換会を終了させていただきます。どうもありが

とうございました。